保護者の皆様

府中市教育委員会

令和4年度府中市立学校における宿泊行事の対応について

日頃から本市の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

このことについて、市立学校における宿泊行事のうち、5月31日までに実施予定のものについては、 下記の実施に当たっての留意点を徹底した上で実施することといたします。

本市の対応について、御理解くださいますようお願いいたします。

記

1 実施する宿泊行事

行事名	対 応	備考
セカンドスクール	<対象校>	4月25日から
(小学校第5学年)	府中第三小学校、府中第五小学校、住吉小学校、	5月31日までに
	南白糸台小学校	実施する学校
中1宿泊学習	<対象校>	
(中学校第1学年)	府中第一中学校、府中第四中学校、府中第六中学校、	
	府中第七中学校、府中第九中学校、浅間中学校	
修学旅行	<対象校>	
(中学校第3学年)	府中第四中学校、府中第十中学校	
特別支援学級の	<対象校>	
宿泊行事	南町小学校、府中第一中学校、府中第四中学校	

2 実施に当たっての留意点

- (1) 児童・生徒と保護者に対して、旅行のねらい、旅行中の感染症対策、経路、利用する交通機関、 緊急時の連絡体制、医療体制、キャンセル料等について丁寧に説明し、特に次の点について必ず確 認した上で、参加承諾書により参加の意思を確認します。
 - ① 実施2週間前から、児童・生徒の健康観察を徹底するとともに、同居の家族についても健康状況に注意すること。
 - ② 本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、治癒するまで参加できないこと。
 - ③ 本人が濃厚接触者に特定された場合、自宅待機期間中は参加できないこと。
 - ※ 上記②、③は、いずれも医療機関又は保健所の判断によること。
 - ④ 出発日に本人や同居の家族に発熱等の症状が見られる場合は参加できないこと。

- ⑤ 旅行中に、発熱や風邪の症状が出た場合、新型コロナウイルスに感染した場合及び濃厚接触者となった場合は、旅行先での保護者への引渡しや、PCR検査等による滞在延長の可能性があること。
- (2) 旅行中に児童・生徒自身が基本的な感染予防の行動(マスクの着用・手洗いなど)や、バスでの移動中、食事中等の会話を控えるなどの行動ができるよう事前指導を徹底します。

3 その他

緊急事態宣言の発令等により対応に変更が生じた場合は、別途通知します。

[問合せ](市の対応等について)府中市教育委員会教育部指導室Tm. 042(335)4063